

「平成26年度剣道中央講習会」報告会資料

- 1 日 時 平成26年7月12日(土)
- 2 場 所 防衛省市ヶ谷駐屯地体育館
- 3 報告者 安部壽和教士 谷口茂樹教士

『報 告』

平成26年度(第49回)剣道中央講習会(東日本)

- 1 日 時 平成26年4月5日(土)～6日(日)
- 2 場 所 ぶんぶ東京スポーツ館
- 3 講 師 日本剣道形 加藤浩二範士(東京)
指導法 遠藤勝雄範士(宮城)
審判法 梯 正治範士(東京)
- 4 受講者 68名(各都県57名 全国組織6名 剣連派遣5名)

○講習会の趣旨

新年度最初の事業で、東西に分かれて同時に開催される剣道中央講習会で、各剣連の指導的立場にある方々の参集を求め、新年度にあたって指導の在り方を再確認し、指導力を高めるための講習会である。第49回の歴史を持つこの講習会は、当初中央からの伝達を中心としたものであったが、現在は受講者の指導力を磨き、各剣連での指導力を高めていくためのものとなっている。

I 日本剣道形(加藤範士)

1 日本剣道形を学び、習う意味

○戦後剣道復活の歴史

剣道は戦後、体育スポーツとして宣言され、「スポーツ」の理念に則り復活した。そのため、剣道のスポーツ化が進み、いわゆる武道としての剣道たる意識が薄れ、勝利至上主義の「当てっこ剣道」へと進んだためこの是正が求められた。この一つとして日本剣道形の修錬の重要性が強く叫ばれた。

2 現代剣道に示されている伝統的なもの

(1) 有効打突一本の内容

有効打突：充実した気勢、適正な姿勢、竹刀の打突部(物打ち)で打突部位を刃筋正しく打突し、かつ残心のあるもの

竹刀=刀(日本刀)の概念

(2) 「一本」は剣道形に示されている「機を見て」繰り出される打突でなければならない

「機を見て」の機とは生死に関する覚悟が表される場

打つ=切る

(3) 中学校武道必修化

剣道が日本固有の伝統文化を学習させる教材の一つに選ばれた。

保健体育では、武道を通じて「伝統的な行動の仕方」すなわち武道の特性、成り立ち、伝統的な考え方などを生徒にわかりやすく説明することが求められている。

(4) 中学武道必修化が実施された 2012 年は、日本剣道形が制定された 1912 年から丁度 100 年目にあたる。

* 剣道形のポイント

形は、流祖が戦場を馳駆して生死の間に入りし、あるいは、真剣勝負において得たる経験を基礎として其のうちの最も合理的、有効な構えや動作をとり理論体系付けたものである。

① 剣道形の制定

明治 28 年 10 月 大日本武徳会創立

明治 39 年 大日本武徳会剣術形制定

明治 44 年 7 月 中学校の正課教材「撃剣と柔術」

大正元年 学校教育用に流派統合の象徴として形（大日本帝国剣道形）太刀 7 本、小太刀 3 本が制定された。

② 形は、命のやり取りの場であり、相手と対峙してギリギリの緊迫した中で気迫をもって縁がきれることなく理合いにかなって行なう。また、呼吸法を研究し丹田（腹力）・気を緩めることなく形を勤めることが大切である。

剣道形を補足するものとして、古流の形や木刀による剣道基本技稽古法がある。

II 審判法（梯範士）

1 審判の意義

審判は、試合によるすべての現象を審（つまび）らかに判定するものである。間合・機会・体捌き・手の内の作用・強さと刃等々の要素と適正な姿勢・充実した気勢・打突部位・竹刀の打突部・刃筋等の要件及び残心並びに反則の有無等を瞬時に判定するのが審判である。

その結果は、ただ単に試合の判定だけに止まらず、大きく剣道全体の方向付けをする影響力を持っている。

また、審判員は試合者の将来をも左右する重大な権限を持ち、その判定の正否はいささかの疑問や不信もあってはならない。

さらにもっと大事なことは、その根本をなす「試合・審判規則」は剣道の実命であり、剣道試合の憲法として、一字一句間違いがあってはならない。適正、公平、厳正な審判をすることにより、日本剣道の普及と発展とが期待されるものである。

2 審判員の心得

(1) 一般的要件（運営要領の手引き）

①公平無私であること

私情を挿まず、規則に則り、経験則に基づく客観性、妥当性ある判定により、試合者・観衆に納得のいく審判をする。（しがらみや観衆の状況に惑わされないこと）

②試合・審判規則、運営要領を熟知し、正しく運用できること。

審判員は、規則を順守し、強制する権利と義務を持っている。

したがって、審判員は、規則・細則・運営要領を熟知し正しく運用できなければならない。

③剣理に精通していること。

理合とは、自分と相手との間にとり行われる動きが合理的であり、筋道に適っていることである。審判員は、理合に基づいた技能の持ち主であることが望まれる。

④審判技術に熟達していること。

審判員は、瞬時に判定の判断と決断が要求される。そこで平素の精進と、常に審判技術の向上に努めなければならない。

⑤健康体で、かつ活動的であること。

審判は、視覚、聴覚を中心とした五感と大脳の働きによって行うものが多い。常に心身ともに健康で活動的であることが望まれる。

(2) 留意事項

①服装を端正にすること。

上着のボタン、ズボンの色、ワイシャツ等の細かなところにも気を使うこと。

②姿勢・態度・所作などを厳正にすること。

衆人に常に見られていることを自覚すること。

③言語が明晰であること。

宣告は明確に行うこと。

④数多く審判を経験し、反省と研鑽に努めること。

人を評価するなら自分がまず手本とならなければならない。悪い癖や見えない癖（せっかちなど）の矯正に努めること。

⑤よい審判を見て学ぶこと。

自分が審判にあたっていないような場合でも、大会会場に行って勉強すること。

3 審判法講習における重点事項（剣道講習会資料）

審判員は、剣道試合・審判規則の理解のもとに、下記の事項に留意して、適正な試合運営に努め、試合の活性化を図る。

記

1 試合内容を正しく判定する。

大会の持つ目的（錬成か競技か）や、その内容（錬度、年齢、性別等）を正しく判断して、それぞれの有効打突の基準を設定し、試合の活性化を図る。
（申し合わせなどにより意思の疎通を図る）

2 有効打突を正しく見極める能力を養う。

有効打突の判定は、審判員の独自性や独善性によらない経験則に基づく客観性や妥当性が要求される。能力を養うためには不断の稽古が重要である。

①有効打突の条件と諸要素の理解

規則第12条の条件（充実した氣勢、適正な姿勢をもって、竹刀の打突部で、打突部位を、刃筋正しく打突し、残心のあるもの）これらは欠くことのできない必要条件であることを理解すること。

（間合、機会、体捌き、手の内の作用、強さと冴え）これらは条件を助ける要素であることを理解しなければならない。

②技の違いと錬度に応じた打突の見極め

たとえば、打突が軽くても「玄妙な技」などは、技の質により一本に採れる場合がある。ただ「軽いから一本にならない」とせずに、打突の機会や体捌き、手の内の作用等を勘案して、技の違いによる有効打突を見極めることが大切である。

3 禁止行為の厳正な判断と処置をする。

①行為の原因と結果の正しい見極め

結果には原因が伴っていることを認識すること。たとえば、「場外に不用意に出る」と「不当に場外に出す」ことの違い等。

②禁止行為に対する的確な処置

ア 規則にも基づいた厳正、的確な判断と勇気ある決断をする。

特に灰色部分（不当）を見逃さない。

3つの不当 「不当に場外に出す」

「不当な中止要請」

「不当な鏝競り合い」

イ 規則は、普遍性や社会通念などを基盤に構成されているが、その規則にあまり縛られないで、常識的な考えをもって、本規則の「目的」を損なうことなく、運用することが大切である。

Ⅲ 指導法（遠藤範士）

《指導目的》我が国の伝統と文化に培われた剣道を正しく伝承してその発展を図り、「剣道の理念」に基づいた高い水準の剣道を目指す。

《技能の指導目標》

指導対象者の個別性に着目した指導展開を図る。

- ・初心者—礼法・基本動作の習得を図る。
- ・初級者—しかけ技を中心に気剣体一致した技能の向上を図る。

- ・中級者—しかけ技の鍛錬度を高めるとともに応じ技を中心に懸待一致した技能の向上を図る。
- ・上級者—理合に基づいた総合的な心気力一致した技能の向上を図る。

「気剣体一致」：身体動作とともに発声、充実した氣勢で打突すること

「懸待一致」：攻防一致と同意、防ぐだけの技術は剣道にはなく、どんな場合でも相手の打ちに應じて、すり上げる、抜く、返すなどして臨機応変に打っていく技を用意して攻撃しなければならない。防御に回っている時というのではなく、常に攻撃する気持ちでいなければならないということ。

「心気力一致」：不動の心で肚に溜めた気を瞬時に発動すること。

心と気はともに精神のことで心は静の精神、気は動の精神（活力）、力は身体の力でこれが発動されて技となる。

1 指導法の重点事項

高い水準の剣道を目指すために「指導法講習における[重点事項]」を踏まえた指導法の普及を推進する。（講習会資料P9）

2 指導展開の方針

全日本剣道連盟刊行の文献（剣道指導要領、木刀による剣道基本技稽古法、剣道講習会資料、剣道授業の展開、剣道社会体育教本等）を活用して技能の向上を図るとともに、人間力を醸成する。

3 指導の内容

（1）講話（剣道指導要領 参照）

- ①「剣道の理念（目的）」「剣道修錬の心構え（目標）」から「剣道指導の心構え（指針）」に至る経緯をわかりやすく丁寧に説明し、その内容を深める。この講話を通して、剣道実践者としての姿勢態度を養う。（剣道指導要領P5）
- ②剣道小史（剣道の流れ）などの講話によって、剣道への興味や意欲を高める。（剣道指導要領P1～4）
- ③剣道指導の在り方について（剣道指導要領P6～10）
 - ア 指導者（心得）
 - イ 指導のねらい
 - ウ 指導の展開
 - エ 技術の習得と稽古に対する指導
 - オ 指導上の留意点

（2）実技（剣道講習会資料、剣道指導要領等 参照）

①指導内容1

- ア 剣道着・袴および用具（剣道指導要領P11～23）
- イ 礼法（立礼、座礼、正座、座り方、立ち方）

ウ 基本動作（姿勢、構えと目付、構え方と納め方、足さばき＜特に送り足、踏み込み足＞、素振り、空間打突、跳躍素振り、掛け声、間合）

エ 木刀による剣道基本技稽古法

②指導内容 2

ア 応用動作（対人的技能）

剣道の技術構造の理解を図るとともに、「攻め合い」から「木刀による剣道基本技稽古法」を活用した「しかけ技」「応じ技」の指導

③ 稽古法

ア 基本稽古、切り返し、約束稽古、打ち込み稽古、掛かり稽古

イ 五角稽古他（見取稽古等）

IV 平成 26 年度 指導の最重点項目

1 礼法

正しい礼法の指導とともに、激しい攻防のなかでの礼について指導する。
（始めと終わりの＜静寂＞と、戦いの真只中における＜活敬＞の指導
礼で始まり、礼をもって行い、礼で終わる精神の啓蒙を図る。

2 「木刀による剣道基本技稽古法」の指導内容

①制定の趣旨、技の構成、基本方針、指導上の留意事項、「手引き」の作成」の趣旨、解説の要旨などについては剣道講習会資料に基づいて指導する。

②竹刀剣道に発展させる指導

③初心者から上級者までの技能レベルの如何にかかわらず、「木刀による剣道基本技稽古法」の実践を奨励する指導

3 基本動作

①竹刀操作（剣先、刃筋、鑷の使い方）

②足さばき

③体当たり

④鏝ぜりあい

4 応用動作（対人技能）

「攻防一致」（攻撃と防御を一体化した剣＜竹刀＞操作）

5 稽古法

各種稽古法の技術的狙いを明確化し、その展開の組み合わせ方や時間配分等を考慮したきめ細かい指導展開を図る。